

○鹿児島大学大学院共同獣医学研究科規則

平成30年4月2日

共獣研規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島大学大学院共同獣医学研究科(以下「本研究科」という。)に関し、鹿児島大学大学院学則(平成16年規則第87号。以下「大学院学則」という。)その他の規則等に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(教育の理念と目的)

第2条 本研究科は、世界先端的な獣医学研究を推進し、高い生命倫理と研究者倫理を備えた先導的獣医学教育・研究者の養成を通じて国際水準の獣医学教育の発展と深化に寄与し、又は高度獣医学専門家としての学識と研究能力を有する指導的獣医療人を輩出して地域・国際社会の獣医学的課題の解決を図り、もって人間地球社会の発展に貢献することを教育の理念とし、次代の獣医学教育・研究者の養成に止まらず、高度獣医学専門家としての学識・技能・実務能力を身につけた指導的獣医療人を輩出して、豊かな人間地球社会の発展に貢献することを目的とする。

2 本研究科は、次に掲げる人材を養成する。

- (1) 豊かな人間性と生命・研究への高い倫理観を備え、世界先端的な専門知識と技能を身につけた先導的獣医学教育・研究者
- (2) 動物生命科学研究を実践し諸課題を解決するための探究心と独創性を備えた獣医学研究者及び高度獣医学専門家
- (3) 応用獣医科学分野における先端的知識と技能を備えた獣医学研究者及び高度獣医学専門家
- (4) 高度動物医療の先端的知識と技術を備えた臨床獣医学研究者及び指導医的人材となる獣医療人

(専攻等)

第3条 本研究科の獣医学専攻に、次のコースを置く。

獣医科学コース

獣医専修コース

(共同教育課程)

第4条 本研究科は、山口大学大学院共同獣医学研究科と共同教育課程を編成し、その実施は、国立大学法人鹿児島大学と国立大学法人山口大学との間の大学院における獣医学に関する共同教育課程の編成及び実施に関する協定に基づき行うものとする。

(担当教員)

第5条 本研究科に、大学院学則第11条の規定に基づき、本研究科の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を担当する教員(以下「担当教員」という。)を置き、個人別及び分野別に常にその配置状況等を明らかにしておくものとする。

2 本研究科の研究指導を担当する教員は、学生の研究指導を総括的に担当する主指導教員及び主指導教員とともに研究指導の補助を行う副指導教員とし、学生1人に対して主指導教員、第一副指導教員及び第二副指導教員をそれぞれ1人ずつ置く。

3 前項の主指導教員は、本研究科の専任教員のうち主指導教員資格を有するものをもって充て、第一副指導教員は、本研究科の専任教員のうち主指導教員資格又は指導教員資格を有するものをもって充て、第二副指導教員は、山口大学大学院共同獣医学研究科の専任教員のうち主指導教員資格を有するものをもって充てる。

4 担当教員の資格、選考方法その他必要な事項は、別に定める。

(入学者選抜)

第6条 本研究科の入学者の選抜方法は、別に定める。

(履修方法等)

第7条 本研究科の授業科目の内容及び単位数、研究指導の内容並びにこれらの履修方法は、別に定める。

(学位の授与に係る審査)

第8条 学位の授与に係る審査に関し必要な事項は、別に定める。

(転研究科及び転入学)

第9条 本学の他の研究科又は他の大学の大学院に在学している者の本研究科への転研究科又は転入学は、原則として認めない。

(再入学)

第10条 本研究科を退学し、又は除籍された者(大学院学則第37条第1号により除籍された者を除く。)で、再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、教授会で審査の上、再入学を許可することがある。

2 前項の規定により再入学を許可したときは、研究科長は、共同獣医学研究科協議会に報告する。

3 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第11条 研究生として入学を志願する者があるときは、教授会において選考の上、入学を許可することがある。

2 前項の規定により研究生の入学を許可したときは、研究科長は、共同獣医学研究科協議会に報告する。

3 研究生については、鹿児島大学研究生規則(平成16年規則第113号)によるほか、別に定めるところによる。

(科目等履修生)

第12条 科目等履修生として入学を志願する者があるときは、教授会において選考の上、入学を許可することがある。

2 前項の規定により科目等履修生の入学を許可したときは、研究科長は、共同獣医学研究

科協議会に報告する。

3 科目等履修生については、鹿児島大学科目等履修生規則(平成16年規則第112号)によるほか、別に定めるところによる。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月2日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年7月11日から施行する。